

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議
最終まとめ（案）

～ 地域と学校の信頼と協働に基づく開かれた学校運営に向けて ～

令和4年 月 日

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

目次

はじめに

2 2

第1章 コミュニティ・スクールに関する現状

3 (1) 経緯 4
4 (2) 現行制度の概要 6
5 (3) 全国の導入状況 9
6 (4) 近年の社会の状況の変化 10
7 (5) コミュニティ・スクールの意義・役割 11

第2章 コミュニティ・スクールの成果と課題

8 (1) コミュニティ・スクール導入の成果 12
9 (2) コミュニティ・スクールの具体的な取組 12
10 (3) コミュニティ・スクール推進の課題 15

第3章 これからのコミュニティ・スクールの在り方

11 (1) コミュニティ・スクールの導入促進に向けた方向性 17
12 (2) コミュニティ・スクールの質的向上に向けた方向性 19
13 (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の方向性 21

第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策

14 ・導入主体である教育委員会の計画的な取組への支援 23
15 ・地域学校協働活動推進員の常駐的な配置促進 23
16 ・都道府県教育委員会の伴走支援体制構築の支援（アドバイザーの配置） 23
17 ・CSマイスターとの連携・協働による支援 23
18 ・学校運営協議会関係者の理解促進・研修の充実のための支援 24
19 ・地域との連携・協働による教育活動の充実のための支援
20 （教育課程への地域の関わり、現代的課題に対応した活動の充実） 24
21 ・学校を核とした地域づくりの推進 24
22 ・学校運営協議会の運営経費の支援 25
23 ・学校運営協議会の実態把握・評価 25
24 ・教育長・首長の理解促進 25
25 ・フォーラム・広報の実施 25
26 ・国におけるフォローアップの実施、推進体制の強化 25

おわりに

27 27

28

29

30

31 ※ 本最終まとめでは、「国」と表記されているものは文部科学省を指すが、当該表記になじまないものに
32 ついては個別の名称で表記している。また、「学校」と表記されているものは公立学校を指すが、当該表
33 記になじまないものについては公立学校と表記している。

はじめに

- 1
2 ○ コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校をいう。）は、平成 16 年の地
3 方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の改正により
4 制度化され、その後、平成 29 年の地教行法改正（以下「平成 29 年改正法」という。）
5 により学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされた。
6
- 7 ○ 平成 29 年改正法の附則には、法の施行後 5 年を目途として、学校運営協議会の活
8 動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を
9 加えることと規定されている。このため、令和 3 年 4 月、文部科学省において現場の
10 実践者や行政の実務者、学識経験者等の有識者から構成されるコミュニティ・スクー
11 ルの在り方等に関する検討会議を設置した。
12
- 13 ○ 本検討会議においては、教育委員会や学校からのヒアリングも交えながら、制度化
14 から 17 年が経過したコミュニティ・スクールの現状と成果・課題を明らかにした上
15 で、今後のコミュニティ・スクールの在り方や推進方策等について検討を行い、合計
16 10 回にわたる議論を「最終まとめ」としてとりまとめた。
17
- 18 ○ 最終まとめの概要は以下のとおりである。
19 コミュニティ・スクールは、教育課程の改善・充実や特色ある学校づくりなど学校
20 運営に多大な効果があり、その導入数は平成 29 年改正法以降飛躍的な伸びを示して
21 おり、令和 3 年 5 月現在、全国の公立学校の 33%、1 万校以上にコミュニティ・ス
22 クールが導入されている。一方、導入の取組に自治体間や学校種間で格差が見られる
23 こと、コミュニティ・スクールを導入したものの十分な協議が行えていないことなど
24 の課題もある。
25
- 26 ○ これらの課題に共通するのは、コミュニティ・スクールの趣旨や目的の理解が不
27 十分な点にある。このため、これからは、全ての関係者が相互の信頼関係の中で、コミ
28 ュニティ・スクールについて正しく理解することが重要になる。
29
- 30 ○ コミュニティ・スクールの導入は全ての学校に必要であるが、現状、コミュニティ・
31 スクールの必要性や有用性について関係者に十分な理解が得られていない地域もあ
32 る中で、地域の実情を顧みず、国が導入を強制する法的措置を講じることは、コミ
33 ュニティ・スクールにマイナスのイメージをもたらしかねず、推進の機運を削ぐもの
34 もなるおそれがあることから慎重な対応が必要である。
35
- 36 ○ その上でこれからのコミュニティ・スクールの在り方としては、平成 29 年改正法
37 により教育委員会の努力による顕著な成果を踏まえれば、学校運営協議会の法律上
38 の位置付けについては特段変える必要はなく、改めて、コミュニティ・スクールの趣
39 旨や目的、必要性や有用性について関係者に十分な理解を求めながら、全ての公立学
40 校へのコミュニティ・スクールの導入を迅速かつ着実に進め、開かれた学校運営とし
41 ていくことが必要である。
42
- 43 ○ コミュニティ・スクールの推進の方向性としては、導入の努力義務を有する教育委
44 員会が、教育長のリーダーシップの下、コミュニティ・スクールの導入に向けた計画
45 を主体的に策定し国はその取組を支援すること、そして導入後も、教育委員会が学校

- 1 等へ継続的に支援し国はその取組を支援することなど、コミュニティ・スクールにつ
2 いて権限と責任を有する教育委員会が主体的・計画的に取り組めるよう、国は支援し
3 ていくことが必要としている。
- 4
- 5 ○ 本最終まとめを受けて、コミュニティ・スクールの導入が加速し、コミュニティ・
6 スクールが学校運営の改善に資するものとなるよう、文部科学省において、推進方策
7 の着実な実施と適宜のフォローアップを行うことを期待する。
- 8
- 9
- 10
- 11

第1章 コミュニティ・スクールに関する現状

1

2

(1) 経緯

平成12年12月 教育改革国民会議報告
教育改革国民会議報告において、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校の設置が提言される

15年 3月 規制改革推進3か年計画（再改定）
コミュニティ・スクール導入の意義は、「アカウントビリティを負うことにより、ニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能」とするもの

16年 3月 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」
地域運営学校（コミュニティ・スクール）について、制度の意義や在り方について報告
・「学校運営への参画を制度的に保障」
・「学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段」 等

16年 6月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（同年9月施行）
教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

17年 4月 平成17年4月1日時点で17校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入（指定）

3

4

25年 6月 第2期教育振興基本計画（閣議決定）（平成25年度～29年度）
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・すべての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協力する体制を構築

27年 3月 教育再生実行会議 第6次提言
「全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み」
「学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指す」
「学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援」
「コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討」

27年 3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議報告
「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」

27年 12月 中央教育審議会答申 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
・ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供た

ちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること

・ 全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと
等が提言された

29年 3月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（同年4月施行）

・ 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を教育委員会の努力義務とするとともに、

・ 学校運営協議会は「学校運営に必要な支援」についても協議すること等を規定

社会教育法改正（同年4月施行）

・ 地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行う活動を「地域学校協働活動」と定義

・ 教育委員会が地域住民等と学校の連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定等を整備

30年 6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）（平成30年度～令和4年度）

学校運営協議会制度 → 全公立学校への導入を目指す

地域学校協働活動 → 全小中学校区での推進を目指す

30年 10月 文部科学省の組織再編により、これまで初等中等教育局が所管していたコミュニティ・スクールが総合教育政策局の所管となる

令和 元年頃～ 各種文書において、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」記述

1
2
3

1 (2) 現行制度の概要

2 ① コミュニティ・スクール

3 コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47
4 条の5¹に規定する保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に
5 参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことである。

6
7 学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させるため
8 の協議や基本方針の承認を行う、学校運営の強化を図るための仕組みである。

9 そのため、地教行法では、

- 10 ・校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定め
11 る事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければ
12 ならない
- 13 ・学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長
14 に対して意見を述べるができる
- 15 ・学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規
16 則に定める事項について、職員の任命権者に対して意見を述べるができる
17 る

18 とされており、学校運営協議会は、「学校運営の基本方針の承認」、「学校運営に
19 関する意見」、「教職員の任用に関する意見」という3つの権限を有している。

¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

1
2 学校運営協議会は、平成16年の地教行法改正により制度化された。平成29年
3 改正法²により、教育委員会は所管の学校ごとに学校運営協議会を置くように努
4 めなければならないとされ、現在、学校運営協議会の設置は、教育委員会の努力
5 義務となっている。

6 また、平成29年改正法により、学校運営協議会に「学校運営」に関する協議
7 のみならず「学校運営への必要な支援」に関する協議を行う役割が追加され、学
8 校運営協議会委員に地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う
9 者が追加された。加えて、教職員の任用に関する意見については、意見の申出に
10 より人事が円滑に進まないのではないかとといった指摘もあったことから、どの
11 ような事項を学校運営協議会による意見申出の対象とするか教育委員会規則で
12 定めることとする改正も行われたが、上記の基本的な3つの権限は変わらずに
13 位置付けられている。³

14 なお、学校運営協議会が設置された場合であっても、学校運営の責任者として
15 教育活動等を実施する権限と責任は校長が有するものであり、学校運営協議会
16 が校長に替わり学校運営を決定、実施する権限を持つものではない。

17 18 ② 地域学校協働活動

19 地域学校協働活動とは、社会教育法第5条第2項⁴に規定する学校と地域が連
20 携・協働して行う学校内外における教育活動の総称である。

21
22 具体的には、いわゆる「放課後子供教室」や「地域未来塾」などの保護者や地
23 域住民等の参画による放課後等における子供たちの学習支援、体験・交流活動の

² 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年3月31日公付、平成29年4月1日施行）

³ この他にも学校運営協議会委員の任命に関する校長の意見申出を規定したほか、複数校で1つの協議会を設置することを可能にする等の改正を行っている。

⁴ 社会教育法（抄）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 （略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九 （略）

20 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

21 第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

22 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

1 ほか、保護者や地域住民等による授業支援や学校行事等の支援、地域の関係者が
2 参画して行う地域課題解決型の学習、地元企業等の協力による職場体験など、学
3 校教育内の活動のみならず、地域の協力による学校や地域の環境整備活動、登下
4 校の見守り、地域との合同で行う防災教育・訓練など、幅広い教育活動・学校支
5 援活動が挙げられる。

6
7 また、地域学校協働活動には、上記のような活動だけでなく、学校と連携・協
8 働した公民館等の社会教育施設が主体となって行う地域の教育活動等も含まれ
9 る。

10 なお、地域学校協働本部は、地域学校協働活動を推進する体制であり、社会教
11 育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や
12 個人等によるネットワーク体制のことをいう。⁵

⁵ 本検討会議では、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方等について検討を行ったものであり、本最終まとめにおいては、地域と連携・協働して地域学校協働活動を行う際の効果的な仕組みである地域学校協働本部といった社会教育推進のための体制等については検討の対象とはしていない。

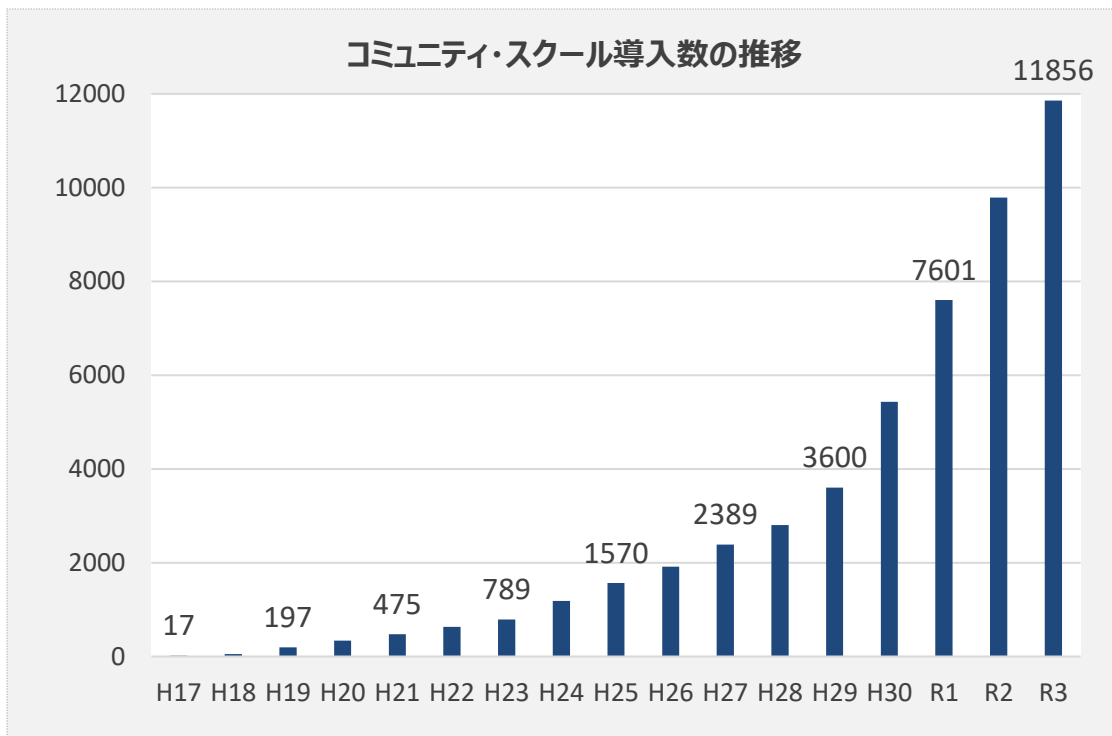
1 (3) 全国の導入状況

2 ① コミュニティ・スクール

3 令和3年5月時点、全国の公立学校⁶の11,856校、33.3%がコミュニティ・スク
4 ールを導入している。

5 平成17年4月から平成29年4月までの12年間で3,583校の増加に対し、平成
6 29年4月から令和3年5月までの約4年間で8,256校の増加となり、学校運営協
7 議会の設置が教育委員会の努力義務となった影響が反映されている。

8 また、学校種別の導入率においては、義務教育段階(小学校37.5%、中学校36.5%)
9 に比べ、高等学校等(高等学校22.9%、特別支援学校26.0%)が低くなっており、
10 学校種・学校設置者別に導入状況に差が生じている。また、自治体別での導入率に
11 ついても差が生じている。



34 ② 地域学校協働活動

35 令和3年5月時点、全国の公立学校の19,471校、54.7%で地域学校協働本部に
36 による地域学校協働活動が行われている。地域学校協働本部の数は11,439本部であ
37 る。

38 全体のうち18,296校が小・中・義務教育学校となっている。

39 また、学校と地域をつなぐコーディネート等を行う調整役である地域学校協働活
40 動推進員等については、令和3年5月時点、全国31,012人が配置され、配置自治
41 体は1,576自治体(86.8%)となっている。うち、6,770人は、学校運営協議会委
42 員として学校運営に参画している。

6 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校。

1 (4) 近年の社会の状況の変化

2 (社会構造の変化)

- 3 ○ 日本は急激な少子化・高齢化の進行の真っ只中にあり、人口減少局面に入っ
4 て10年以上が経過している。また、東京をはじめとする都市圏と地方の経済格差等
5 により地方人口が流出し、地方のさらなる人口減少や高齢化に拍車をかけている。
6
- 7 ○ 同時に今日の世界においては、社会、経済、文化などあらゆる面においてグロー
8 ーバル化、デジタル化の波が急速に進展し、国際的な流動性が高まるとともに、国際競争
9 の激化、生産拠点の海外移転などを背景に、我が国を取り巻く経済環境はさらに厳し
10 さを増し、国際競争力の低下、国際的な存在感の低下が懸念されている。
11
- 12 ○ このような背景の中で、人と人との関わりや地域のつながりが薄れ、地域コミュニ
13 ティの希薄化が懸念されている。一方で、SDGsにも示されている多様性の尊重や
14 人権意識の高まりによる社会的包摂や共生社会の実現に向けた行政の取組の進展が
15 見られるとともに、公的機関だけではなく企業や個人等においても社会的責任の意
16 識が高まってきている。
17
- 18 ○ また、気候変動や地殻変動等により未曾有の災害が各地域を襲う中で、地域のつな
19 がりや支えあいの重要性が改めて認識されている。今般の新型コロナウイルス感染
20 症の世界的な拡大を受けて、複雑で予測困難な時代の先行きが、さらに不透明なもの
21 となる中、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われている。
22

23 (学校運営に関わる変化)

- 24 ○ 先の見えない激動の時代において、これからの社会を形成する子供たちが、自らの
25 人生を切り開いていく力を身に付けるためには、学校教育においては、令和の日本型
26 学校教育の構築を目指して、社会に開かれた教育課程の実現に向けた学習指導要領
27 の着実な実施やGIGAスクール構想の推進等に取組むことが求められている。
28
- 29 ○ また、いじめや不登校、児童虐待の増大、規範意識の低下、SNS等インターネット
30 上の諸問題等、子供を取り巻く課題も、一層複雑化・困難化・潜在化しており、学
31 校においては、これらの課題への対応も求められている。
32
- 33 ○ さらに、学校業務の精選や負担軽減など、学校の働き方改革も早急に対応しなくて
34 はならなくなっている。
35
- 36 ○ このように、学校を取り巻く課題は、山積しており、かつ複雑化・困難化を極めて
37 いる。こうした課題に対応しつつ、これからの時代に対応した新しい学校教育を実現
38 するためには、もはや学校だけ、教職員だけの一律の対応では限界がある。
39
- 40 ○ 教育基本法第13条に規定されているように、学校・家庭・地域住民等が相互に連
41 携・協力して教育を行うことは、教育の目的や目標を実現する上で、そして未来を担
42 う子供たちの成長を支える上で、いつの時代にも重要なことであるが、学校を取り巻
43 く課題がますます複雑化・困難化している現在、学校・家庭・地域の協力関係が希薄
44 であったり、一時的なものであったりすれば、学校は困難や課題を乗り越えることが
45 難しくなっている。
46

1 (5) コミュニティ・スクールの意義・役割

- 2 ○ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、改めて学校・家庭・地域の役
3 割分担や連携・協働することの重要性が浮き彫りとなった。もはや校長や教職員だ
4 けではこうした事態に迅速かつ的確に対応することは難しく、保護者や地域住民等
5 が「当事者」として学校運営に参画し、目指すべき目標を共有し、その目標達成のた
6 めの十分な協議をした上で、学校と地域が連携・協働して対処することが求められ
7 ている。このように、保護者や地域住民等が学校と権限・責任を共有し、学校運営の
8 当事者の一人として、学校運営に参画することができる体制を制度的に保障してい
9 ることにコミュニティ・スクールの意義がある。
- 10
- 11 ○ このような体制が常に確立されていることで、日常においては学校・家庭・地域が
12 課題を共有し効果的な教育活動を行うことができるとともに、災害や感染症の感染
13 拡大のような困難な状況においても保護者や地域住民等の理解と協力を得て、混乱
14 なく安定した学校運営を行うことができる。また、学校運営協議会において、学校・
15 家庭・地域それぞれが果たすべき役割について協議し、連携・協働することで教育活
16 動の質が向上したり、学校の多様な業務の見直しを行うことにより教師が本来の業
17 務に専念できるようになるなど、働き方改革にも資するものとなる。
- 18
- 19 ○ また、学校運営協議会は、複数の保護者や地域住民等の意思が表明される法定の合
20 議体であるので、その意見や承認事項は、校長の決断や取組を後押しし、自律的な学
21 校運営を支え・強化する大きな後ろ盾となるものである。
- 22
- 23 ○ さらに、学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見も踏まえた上で合意形成が
24 図られる場なので、保護者や地域住民等の当事者意識や参画意識を高め、学校や子供
25 たちを核とした保護者や地域住民等による新たなコミュニティづくり、民主主義社
26 会の基盤強化にも資するなどその効果の広がり期待できる制度でもある。
- 27
- 28 ○ 加えて、保護者や地域住民等が学校運営協議会やそこで行われる協議に基づく様々
29 な活動に主体的に参画することは、保護者や地域住民等がこれまで培った知識や技
30 術を学校や地域の課題解決に活かせる自己実現の場、または仲間との生きがいづく
31 りの場といった生涯学習・社会教育の場にもなっている。
- 32
- 33

第2章 コミュニティ・スクールの成果と課題

(1) コミュニティ・スクール導入の成果

○ 令和2年度に国が実施した「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究」(以下「令和2年度調査」という。)によると、教育委員会がコミュニティ・スクールを導入した理由については、

- ・学校を中心としたコミュニティづくりに有効と考えたから
- ・学校改善に有効と考えたから
- ・地教行法で設置が努力義務となったから
- ・地域学校協働活動の活性化に有効と考えたから
- ・教育課程の改善・充実に有効と考えたから

などが高い割合となっている。

平成27年度に実施した調査⁷と比較すると、「学校改善に有効と考えたから」、「教育課程の改善・充実に有効と考えたから」の割合が増加しており、学校運営の改善や教育の質の向上に資するものと捉えている傾向が見られる。

○ また、コミュニティ・スクール導入により校長が感じている成果については、

- ・学校と地域が情報を共有ようになった
- ・地域が学校に協力的になった
- ・特色ある学校づくりが進んだ
- ・子供の安全・安心な環境が確保された
- ・地域と連携した取組が組織的に行えるようになった

などが高い割合となっている。

学校運営協議会の協議に基づく意見により実現された具体的事項としては、

- ・地域人材が活用されるようになった
- ・学校への必要な支援が講じられた
- ・学習指導の創意工夫が図られた
- ・生徒指導の創意工夫が図られた
- ・施設・設備の整備が図られた

などの事項が高い割合となっている。

(2) コミュニティ・スクールの具体的な取組

コミュニティ・スクールの導入により、学校と地域が育てたい子供像や学校が抱える課題等を共有し協議を重ねることで、学校運営の基本方針やカリキュラムの作成などに参画したり、生徒指導上の課題への対応や学校の働き方改革、課題を抱えた子供たちへの支援、地域コミュニティの活性化、学校と地域の防災体制の強化など、各地域で効果的な取組が実施されている。

① 学校運営の基本方針の作成・改善

学校運営協議会において一年間かけて、育てたい子供像等について協議を重ねて、学校の教育目標を実現するための方策や具体的な取組、その取組を実践するための体制・手法を検討し、学校運営の基本方針や方策を創り上げている。また、学校関係者評価を活用して改善点を検討し、方針や方策を修正することで、次年度の教育活動の改善につなげている。

⁷ 平成27年度文部科学省委託調査研究「学校の総合マネジメント力の強化に関する調査研究」。

1 このため、地域が学校の考えや課題の深さを十分に理解した上で協力ができるよ
2 うになり、家庭でも学校の教育方針を意識した子供との関わりが増えるなどの成果
3 が見られている。

4 5 ② 学校・地域連携カリキュラムの作成

6 コミュニティ・スクールを基盤として、小・中学校9年間の連続性のある学校・
7 地域連携カリキュラムを児童生徒、教職員、保護者、地域住民が一体となって作成
8 している。

9 カリキュラム作成を通じて児童生徒に身に付けさせたい資質・能力や育てたい児
10 童生徒の姿を明らかにすることで、関係者全体で共有するとともに、児童生徒自身
11 もカリキュラム作成に関わることで、学習への主体性や学びに向かう意欲が向上す
12 るなどの成果が見られている。

13 14 ③ 生徒指導上の課題への対応

15 生徒の問題行動等の課題を抱えていた学校がコミュニティ・スクールを導入し、
16 学校運営協議会で学校の困りごとを地域に包み隠さず共有しどのような学校・生徒
17 にしたいか、そのためにどうすればよいかを協議し、連携・協働して対応している。

18 保護者や地域、教員等が連携・協働した夜間パトロールの実施や教育課程の内外
19 で生徒が地域ボランティアに参加する取組等を行うことにより、補導件数の大幅な
20 減少や生徒の自己有用感が高まるなどの成果が見られている。

21 22 ④ 学校の働き方改革の推進

23 学校が実施している活動や業務は保護者や地域と関わりがあるものも多く、教職
24 員だけでは業務の見直しがなかなか進まないため、学校運営協議会において育てた
25 い子供の姿や課題を共有した上で、学校業務の棚卸しや学校・家庭・地域の役割分
26 担を進め、それらを踏まえた地域学校協働活動の充実などに取り組み、学校の働き
27 方改革を推進している。

28 地域との協議（熟議）により、共通理解に基づく業務の見直しや教育活動の再整
29 理が進み、教育活動の質の向上につながっており、教職員の意識改革や勤務時間の
30 縮減等の成果が見られている。

31 32 ⑤ 地域の参画による多様な活動の実施

33 子供たちへの多様な体験機会の減少、家庭での学習が困難な子供や学習習慣が身
34 に付いていない子供たちへの支援等の課題に対応するため、コミュニティ・スクー
35 ルでの協議を踏まえ、保護者や地域住民等の参画により、放課後等に学習支援や多
36 様な体験活動を行う「放課後子供教室」等を実施しており、子供たちへの学習支援
37 を行うことで、子供たちが学校の授業に集中して取り組めるようになるなどの成果
38 が見られている。

39 また、登下校時に保護者や地域住民等による子供たちへの声かけや見守りなど学
40 校安全の取組を行うことで、子供たちの安全・安心な環境が確保されるなどの成果
41 が見られている。

42 43 ⑥ 高等学校との連携による地域の伝統産業の活性化

44 地域の伝統産業等の担い手不足や地域の活性化等の課題に対して、コミュニテ
45 ィ・スクールの導入により企業と連携したカリキュラムを作成し、高等学校と地元
46 企業や商工会等が連携して伝統産業に関連した新たな商品の開発やそのPRを実
47 施している。また、高校生が講師として小学校への出前授業を行うなど、伝統産業
48 を子供たちに伝える役割を担っている。

1 活動を通じて、高校生自身の伝統産業に対する知識や理解を深めるとともに、小
2 学生への出前授業により、未来の産業の担い手育成にもつながるなどの成果が見ら
3 れている。

5 ⑦ 特別支援学校と地域との連携

6 広域から子供たちが通学する特別支援学校において、所在する地域や地元企業・
7 団体等との関わりを深めるため、学校運営協議会に地域の行政や医療関係者、福祉
8 団体等が参画して協議を行っている。

9 学校運営協議会での協議を踏まえ、地域の協力による登下校時の引率サポートや
10 近隣小学校等との交流活動、地元医療機関と連携した活動が実施されるなどの成果
11 が見られている。

12 ⑧ 幼稚園から中学校までを見通した教育の推進

13 家庭や地域における教育の充実を図るとともに幼稚園から中学校までの12年間
14 を見通した幼小中一貫教育を推進するため、コミュニティ・スクールを導入してい
15 る。

16 幼稚園の学校運営協議会委員が小・中学校の委員を兼ねることや幼稚園等地域の
17 幼児教育施設が小・中学校の学校運営協議会に参画することで、幼小中の連携体制
18 が強化され、合同防災引き取り訓練の実施等の合同活動や教職員の相互協力が進む
19 などの成果が見られている。

20 ⑨ 学校と地域の防災体制の強化

21 災害時に域内の学校が避難所となり避難所運営に混乱が生じた経験を踏まえ、地
22 域と一体となった防災体制の構築に向けて「防災」に重点を置いたコミュニティ・
23 スクールを導入している。

24 自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画して、学校防災マニュアルの改
25 善を図ることや、学校と地域の連携・協働による合同防災訓練の実施などに取り組
26 むことで、生徒や教職員の防災意識の向上や地元自治体との避難所指定の協定締結
27 が進むなどの成果が見られている。

28 ⑩ 地域コミュニティの復興

29 東日本大震災により甚大な被害があった地域コミュニティの復興に向けて、小・
30 中学校で一つの学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等と連携・協働して、
31 地域の歴史や文化に触れることを通じて地域への愛着を育む学習や職場体験活動、
32 地域と合同で行う防災教育等、9年間の継続性を持ったカリキュラムを実践してい
33 る。

34 これらの学校・家庭・地域の連携・協働による取組が、復興に向けて日々変化し
35 ている地域コミュニティのつながりとなり、家庭や地域の生活環境の向上に資する
36 などの成果も見られている。

1 (3) コミュニティ・スクール推進の課題

2 ① 導入を促進する上での課題

3 平成 29 年改正法により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となっ
4 たこともあり、全国における導入数は着実に増加しているが、導入していない教育
5 委員会も少なからずある。導入を促進する上での課題を以下に挙げた。

6 (制度の趣旨の理解)

7 ○ 令和 2 年度調査によると、コミュニティ・スクールを導入していない理由につ
8 いて未導入の教育委員会による回答は「学校評議員⁸や類似の仕組み⁹がすでにあ
9 るから」、「地域連携がうまく行われているから」、「すでに保護者や地域の意見が
10 反映されているから」が上位を占めており、コミュニティ・スクールと類似の仕
11 組み等との違いが十分に理解されていない状況がある。

12 ○ 高等学校や特別支援学校等の学校種では、学区が広域に渡ることから、立地
13 上の地域（エリア・コミュニティ）が見えにくいため、コミュニティ・スクールの
14 導入になじまないのではないかとといった認識がある。

15 幼稚園においては、学校の規模が他の学校種に比べ小規模な場合があるため、
16 単独でコミュニティ・スクールを導入することが困難な場合が多いとの認識が
17 ある。

18 ○ コミュニティ・スクールは、改革意識のある学校や教育委員会が取り組む特別
19 な制度であるという認識や、山間・離島部の学校等、地域外からの学生確保のた
20 めのツールとして活用するものとの認識がある。

21 ② 導入後の運営上の課題

22 コミュニティ・スクールにより学校運営の改善が行われている学校がある一方、
23 十分な協議が行われていない形式的な学校運営協議会も見受けられる。導入後の学
24 校運営協議会の運営上の課題について以下に挙げた。

25 (議題の設定)

26 ○ 学校運営協議会で本来協議すべき学校運営に関する課題が提示されず、学校か
27 らの定型的な報告が中心となっている場合がある。この場合、協議事項が議題と
28 して設定されていないため、学校運営協議会の本来の効果が発揮されず、むしろ、
29 会議開催の負担感が大きなものとなっている状況も見受けられる。

8 学校教育法施行規則第 49 条「学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる」

学校評議員は、当該学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により学校設置者が委嘱するもので、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。全公立学校の 75.4%が置いている（平成 26 年度）。

学校運営協議会とは、合議体ではない点、学校運営への意見が校長の求めに応じてのものである点、学校運営の基本方針への承認や教職員の任用に関する意見を述べることができる権限と責任を有していない点で異なる。

9 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校又は中学校区ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体（学校評議員や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は除く）。（令和 3 年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査における定義より）

学校運営協議会とは、学校運営の基本方針への承認や学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見を述べることができる権限と責任の全部又は一部を制限されている点で異なる。

1 (会議の開催が目的化)

- 2 ○ コミュニティ・スクールを導入することが目的、決められた時期・回数
3 運営協議会を開催することが目的になってしまっている状況も見受けられる。

4
5 (運営上の業務負担の偏り)

- 6 ○ 学校運営協議会の委員が、あらかじめ決められた充て職を中心に構成され、各
7 委員の「当事者意識」が十分でない場合、各種調整や準備等を含め会議運営の負
8 担が一部の者に集中している状況も見受けられる。

9
10 (人材や予算の確保)

- 11 ○ 学校運営協議会の委員について、校長とともに協働して学校運営に参画できる
12 「当事者意識」を有した人材の発掘や男女比・年齢分布等委員構成のバランスの
13 確保に苦慮するほか、特別職の非常勤公務員として任命される委員に支払う必
14 要な報酬や会議の開催経費の確保が十分でない状況も見受けられる。

15
16 ③ 地域学校協働活動との連携・協働（一体的推進）の課題

17 平成 29 年改正法により、学校運営協議会は「学校運営」のみならず「運営への
18 必要な支援」についても協議することとなったため、地域学校協働活動と連携・協
19 働して取組を進めることは自然である。このため、国はコミュニティ・スクールと
20 地域学校協働活動の一体的な推進を図っている。

21 一方現場では、学校運営協議会と地域学校協働活動の役割を混同したまま取組
22 が進められ、「コミュニティ・スクール」＝(イコール)「地域による学校支援活動」
23 であるといった誤った認識や、学校が地域学校協働活動全体を担う主体にならな
24 くてはならないのかという懸念の声もある。

25 地域学校協働活動との連携・協働(一体的推進)の課題について以下に挙げた。

26
27 (連携・協働させる主体)

- 28 ○ 教育委員会がコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を連携・協働させる
29 主体であることが関係者間で共通理解をされていないため、学校がその役割を
30 担う必要があるのではないかという懸念がある。

31
32 (学校が担う役割)

- 33 ○ コミュニティ・スクールは、活用の仕方によっては地域の課題解決や地域の活
34 性化にも資するものであるが、本来これらの課題は教育委員会が対応するもの
35 であるにも関わらず学校が対応しなくてはならないのではないかという懸念が
36 ある。

37
38 (成果の説明)

- 39 ○ 学校運営協議会における協議や協議に基づく学校運営は、コミュニティ・スク
40 ールの成果としてわかりづらいため、学校や教育委員会等は成果がわかりやす
41 く、説明しやすい地域学校協働活動ばかり取り上げてしまう状況も見受けられ
42 る。

43
44 (学校教育部局と社会教育部局との連携)

- 45 ○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組むためには、
46 学校教育部局と社会教育部局の連携が必要となることから、両部局を統括する
47 教育長のリーダーシップが重要となるが、両部局の連携が必ずしも十分ではな
48 いという状況も見受けられる。

第3章 これからのコミュニティ・スクールの在り方

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

- 前章で示したように、コミュニティ・スクールは教育課程の改善・充実や特色ある学校づくりなど学校運営に多くの効果をあげており、平成29年改正法により、教職員の任用に関する意見が柔軟化され、教育委員会にコミュニティ・スクール導入の努力義務が課されたことでその導入数は飛躍的に伸びており、法改正がもたらした大きな成果と判断できる。
- 一方、前章で示したコミュニティ・スクールの導入促進上の課題や運営上の課題の多くは、コミュニティ・スクールの趣旨や目的の理解が不十分な点に起因することから、課題の解決に当たっては、教育委員会や学校のみならず、保護者や地域住民等コミュニティ・スクールに関わる全ての関係者が、相互の信頼関係の中で、コミュニティ・スクールを正しく理解することが重要である。
- コミュニティ・スクールの導入は全ての学校に必要である。本検討会議においては、コミュニティ・スクールの更なる導入促進のための方策等について様々な検討を行ったが、現状、その必要性や有用性について十分な理解が得られていない地域もある中で、仮に、地域の実情を顧みず、国が導入を強制する法的措置を講じた場合、十分な協議を通じて納得解や合意形成を得るプロセスを大切にするコミュニティ・スクールでありながら、そうした納得や合意がない中で導入を強いられたとして、コミュニティ・スクールへのマイナスイメージをもたらしかねない。一度そのようなイメージがついてしまったら、推進の機運を削ぐばかりか、そのイメージを払拭することは導入すること以上に困難となる。また、そうした状況下で導入されたコミュニティ・スクールは、会議開催が目的の形式的な学校運営協議会になりやすくなり、本来の有用性が見いだせないばかりか、負担感ばかり大きなものとなる。
- こうしたことに鑑みると、これからのコミュニティ・スクールの在り方としては、平成29年改正法によって、現在、教育委員会が主体的・計画的に導入に向けた取り組みを行い、導入数が飛躍的に伸び、学校と地域との連携・協働も進むなど十分な成果を上げていることから、学校運営協議会が持つ3つの権限等の機能や導入の努力義務等の法律上の位置付けについては変える必要はなく、改めて、コミュニティ・スクールの趣旨や目的、必要性や有用性について関係者に十分な理解を求めながら、全ての学校への導入を迅速かつ着実に進め、開かれた学校運営としていくことが必要である。特に、コミュニティ・スクールの必要性を関係者にわかりやすく示すなどコミュニティ・スクールの権限と責任を有する教育委員会の教育長がリーダーシップをとり、首長がその取り組みを後押しするよう、行政がしっかりとコミュニティ・スクールの推進役を担うことが重要である。
- 以下、各地域でコミュニティ・スクールの導入の取組を加速させ、導入後の学校運営協議会が効果的に運営されるよう、取組の方向性をとりまとめた。

1 **【取組の方向性】**

2 **(1) コミュニティ・スクールの導入促進に向けた方向性**

3 **(教育委員会の主体的な取組)**

- 4 ○ 地教行法において、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、そ
5 の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して
6 協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」とされ
7 ており、コミュニティ・スクール導入の権限と責任は、各学校を所管する教育委員
8 会に課せられている。
- 9
- 10 ○ このため、教育委員会には、所管の学校等と連携して、計画的・段階的に導入に
11 向けた取組を進める努力が求められている。
- 12 国は、そうした導入に向けて具体的な取組を進める教育委員会の取組を後押しし、
13 応援することが必要である。

14

15 **(学校運営協議会への段階的な移行)**

- 16 ○ 教育委員会によっては、学校と地域の連携・協働の重要性・必要性は理解してい
17 るものの、学校運営に関する基本方針の承認、教職員の任用に関する意見といった
18 学校運営協議会の権限への懸念から、いわゆる「類似の仕組み」を導入したり、学
19 校運営協議会への移行を念頭にした過渡的形態として類似の取組を実施したりす
20 る事例が見られる。
- 21
- 22 ○ このような教育委員会に対しては、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台とな
23 る取組みが既にあることを評価し、それを基盤として法律に基づく学校運営協議会
24 に移行できるよう、地域の実情や学校の特性を踏まえ、文部科学省のCSマイスタ
25 ー¹⁰や都道府県のアドバイザー等による関係者への丁寧な説明を粘り強く行うこと
26 が必要である。その際、過渡的形態の段階に応じたプロセスの手引きや効果を見え
27 る化した事例集など活用することも有効である。

28

29 **(小・中学校以外の学校種における導入の必要性と留意点)**

- 30 ○ 保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会は、全ての学校種に欠
31 かせない仕組みであるが、学区が広域である高等学校や特別支援学校等において
32 は、「地域」をより柔軟にとらえ、立地上の地域（エリア・コミュニティ）だけでは
33 なく、それぞれの学校の教育目標や内容に関わる地域（テーマ・コミュニティ）の
34 双方の側面を生かすべきである。また、幼稚園は他の学校種よりも規模の小さい場
35 合が多い一方、小・中学校と地域が重なる場合も多いことから、小・中学校と連携
36 して学校運営協議会を設置するなどの工夫も必要である。

37

38 **① 高等学校**

- 39 ○ 高等学校においては、生徒が多様な大人との関わりの中で社会とつながり、社
40 会の中で学ぶ場を広げていくことが求められており、スクールポリシーの策定
41 や新学習指導要領で位置付けられた「総合的な探究の時間」などの実施において、
42 学校運営協議会での保護者や地域との共有と協議が重要となる。
- 43
- 44 ○ 公立高等学校は、都道府県立が中心であるため、都道府県教育委員会の高校所
45 管課の理解を進めるための説明会等の取組が有効である。

¹⁰コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を文部科学省が「CSマイスター」として委嘱。

1
2 **② 特別支援学校**

- 3 ○ 特別支援学校においては、地域住民の理解、就業先となる企業等との連携・協
4 働やつながりづくり、地域での活動の場をつくる観点など、卒業後を含めた障害
5 者の生涯に渡る学習や生活を学校と地域でどのようにシェアしていくのかとい
6 う課題を協議する場として、コミュニティ・スクールの導入が効果的である。

7
8 **③ 幼稚園**

- 9 ○ 幼稚園においては、教育委員会等における幼児教育推進体制の整備を推進し、
10 地域の小学校や幼児教育施設等とも連携しながら、地域全体で地域と連携・協働
11 した取組の充実が求められているため、コミュニティ・スクールの導入を進める
12 ことが必要である。その際、子供の学びの連続性の観点から、幼・小・中を通じ
13 た一貫教育に取り組む上で、幼稚園と小・中学校が連携した学校運営協議会を設
14 置することも有効である。

- 15
16 ○ 他の学校種よりも保護者との関わりが強い幼稚園では、コミュニティ・スクー
17 ルによって、保護者が積極的に学校（幼稚園）運営に関わることで、保護者とし
18 ての成長を促す効果も期待される。

19
20 **(2) コミュニティ・スクールの質的向上に向けた方向性**

21 **(学校運営に必要な適切かつ多様な委員の人選)**

- 22 ○ 学校運営協議会の委員については、学校と教育目標を共有しながら、学校や子供
23 たちの課題解決や教育活動の充実に向けて建設的な議論ができる適切な人材が求
24 められるが、人選に当たっては、大学生等の若い世代、障害者等幅広い人材から選
25 出することや男女のバランスにも留意が必要である。学校評議員や学校関係者評価
26 委員等から選出する場合には、コミュニティ・スクールの役割や意義、他の仕組み
27 との違いを認識してもらう必要がある。

28 また、地域学校協働活動推進員は、学校運営協議会の委員として学校運営に参画
29 することが地教法に規定されており、学校運営協議会での協議内容等を地域の実
30 践活動につなげるためにも委員として人選されることが必要である。

- 31
32 ○ 現在の制度では、児童生徒が学校運営協議会の委員として参画することは想定し
33 ていないが、必要に応じて児童生徒が学校運営協議会にオブザーバーとして参加し
34 て熟議（熟慮と議論）を行ったり、校則の見直しなど児童生徒自身や保護者、地域
35 住民等の理解が不可欠な事項について生徒会等で熟議を行い、その結果を学校運営
36 協議会で協議したりするなど、今後、児童生徒が学校運営協議会に関わることも期
37 待される。

38
39 **(地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化)**

- 40 ○ 地域学校協働活動推進員は、保護者や地域住民等と学校との情報共有や、地域学
41 校協働活動を行う保護者や地域住民等に対する助言や援助を行い、学校と地域をつ
42 ながる総合的な企画・調整の役割を担うほか、学校運営協議会の委員として学校運営
43 にも参画することから、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進する上
44 で重要な役割を担っている。

- 45
46 ○ 地域学校協働活動推進員は、学校の働き方改革の観点からも、日常的に教職員や
47 地域の関係者と連携・協働して常駐的な活動が行うことが効果的であるため、教育
48 委員会はその配置を促進し、機能を強化することが必要である。

1 関連して、学校内に地域学校協働活動推進員、教職員と保護者や地域住民等が連
2 携・協働するための空間（場）¹¹を設けることで、日常的な情報の共有や新たなネ
3 ットワークの広がりなどが期待されるとともに、その場を地域学校協働活動推進員
4 等の活動の拠点とするといった工夫も考えられることから、そうした空間（場）の
5 設置・整備やその活用を促進していくことが重要である。

6 7 **（関係者の理解促進・資質向上）**

- 8 ○ 機能が十分に発揮される学校運営協議会とするためには、関係者が制度を正しく
9 理解し、学校運営協議会に当事者意識をもって参画することが重要であり、教職員、
10 学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等、コミュニティ・スクールに関わ
11 る関係者の資質向上のための段階的・体系的な研修を行うなど、人材の確保と育成
12 に向けた取組を充実させる必要がある。
- 13
- 14 ○ 地域が参画した学校運営において、教職員、特に管理職には情報共有、説明能力、
15 地域とつながる力などが求められる。管理職の発信は後続の職員のモデルにもなる
16 ことから、管理職がコミュニティ・スクールについて正しく理解するための研修が
17 重要である。
- 18
- 19 ○ 研修等の実施に当たっては、一方的な説明に終始するのではなく相互に意見交換
20 や相談ができる双方向性の形式とすることが効果的である。また、学校運営協議会
21 が協議による合意形成の仕組みであることを踏まえ、研修内で「熟議」を行うこと
22 も効果的である。

23 24 **（教育委員会による継続的な伴走支援）**

- 25 ○ コミュニティ・スクールがその機能を効果的・継続的に発揮し続けるためには、
26 既にコミュニティ・スクールを導入した学校においても、学校運営協議会において
27 十分な協議が行っているか、形式的なものとなっていないか、不断の見直しと改善
28 が必要となる。
- 29
- 30 ○ このため教育委員会は、コミュニティ・スクール導入後に学校や地域に任せてし
31 まうのではなく、学校運営協議会の状況等について把握しながら継続的な支援を行
32 うことが必要である。特に、都道府県教育委員会においては、アドバイザーを配置
33 するなど、所管する都道府県立学校のみならず域内の市町村教育委員会や学校への
34 継続的な伴走支援を行うための体制を整備していく必要がある。
- 35
- 36 ○ こうした支援を行うため、教育委員会がコミュニティ・スクールを正しく理解し、
37 教職員や地域の関係者に対して指導・助言等できるよう、教育長やコミュニティ・
38 スクールを担当する管理主事や指導主事等の職員への研修等の充実が必要である。

39 40 **（社会に開かれた教育課程への関わり）**

- 41 ○ 地域の多様な教育資源との連携・協働を前提とした教育課程の編成や実践のため
42 には、学校運営協議会を通じて教育目標や課題等について共有・協議することが効

¹¹ 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 中間報告」（令和3年8月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）においては、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方として、「学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していくことが重要である。」とされている。

1 果的であり、コミュニティ・スクールは、社会に開かれた教育課程を実現するため
2 に欠かせない仕組みである。

- 3
4 ○ 社会に開かれた教育課程を実現するためには、学校と地域が共有する教育目標を
5 共に作り上げていくことが必要であり、学校運営協議会によって、地域と共有でき
6 る教育目標を協議し、育てたい資質・能力を明確化・可視化して、それを教育課程
7 に反映していくことが重要となる。

8
9 **(学校評価¹²(学校関係者評価)への関わり)**

- 10 ○ 学校運営協議会の持つ権限である学校の基本方針の「承認」を行うという観点か
11 らも、学校運営における評価・改善サイクルの充実につなげるため、学校運営協議
12 会で学校関係者評価を行うことも考えられる。
13 評価に当たっては、学校運営協議会委員が学校の状況や努力を理解できるよう、
14 学校側からの十分な情報提供や学校公開等を通じて丁寧な説明が必要となる。

- 15
16 ○ 学校運営協議会委員が学校関係者評価を行うことで、学校運営協議会委員と学校
17 の教職員の間で学校の自己評価の結果を共有できることから、結果として、学校改
18 善を後押ししてくれる効果、学校改善につながる効果が生まれる。また、学校運営
19 協議会で学校関係者評価を行うことで、教職員の負担軽減にも資することも考えら
20 れる。

- 21
22 ○ 学校評価に加えて、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の自己評価を行
23 い改善していくことが学校運営協議会の質の維持・向上にとって重要である。

24
25 **(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の方向性**

26 **(地域学校協働活動推進員をつなぎ役とした両取組の相乗的な連携・協働)**

- 27 ○ 学校運営協議会の協議事項である「学校運営への必要な支援」を実現するた
28 めには、学校運営協議会での協議内容に基づいた活動が行われるよう地域学校協働活
29 動との連携・協働が重要になる。このため、地域学校協働活動推進員をつなぎ役とし
30 て教育委員会が学校運営協議会と地域学校協働活動の両取組を相乗的に、そして一
31 体的に推進していくことが効果的である。

32
33 **(地域との連携・協働による多様な課題への対応)**

- 34 ○ 教育委員会が主体となり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の相互の
35 連携・協働を推進することにより、授業や行事等学校の教育活動そのものへの支援
36 はもとより、地域や福祉関係機関等と連携・協働することでいじめや不登校等の課
37 題への対応や家庭教育への支援、児童虐待の問題への対応等、多様な課題への対応
38 が可能となる。

- 39
40 ○ 例えば、学校運営協議会で協議した内容に基づいて地域が実践することで、授業
41 補助や登下校の見守りなどの取組や、家庭環境等に課題を抱える子供たちにも配慮
42 した放課後等における学習支援・体験の機会の提供、部活動の地域での実施、地域
43 の企業等と連携・協働した職場体験等多様な活動が効果的に行われる。

¹²各学校は法令上、①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること(学校教育法施行規則第66条)、②保護者などの学校の関係者による評価(「学校関係者評価」)を行うとともにその結果を公表するよう努めること(同規則67条)、③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること(同規則68条)が必要となる。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

(地域課題解決のためのプラットフォームとしての活用)

- 学校が教育活動を通じて地域課題の解決に関わることは、子供たちの社会参画を促すことにつながり、その結果子供たちが地域社会の一員としての自覚を持ち、地域との関わりの中で自己有用感が育まれるなど様々な効果を生む。このため地域や学校の実情に応じて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組みにより、コミュニティ・スクールがよりよい社会をつくるための地域づくりの核として、地域課題を解決するためのプラットフォームとなることも期待される。

- コミュニティ・スクールが地域課題解決のためのプラットフォームとして機能することで、学校を地域の大人の学びの場として活用することや、公費だけでは迅速かつ十分な活動を行うことが難しい場合に、活動に参画する保護者や地域住民等が主体となって個人や企業等から活動に必要な資金を調達して取組を行うなど、コミュニティ・スクールを主体とした先進的な取組が展開されることも可能となる。
このように、コミュニティ・スクールは、地域の実情に応じて、学校を核とした地域づくりにも活かせる可能性を有するものである。

第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策

前章で示した方向性を踏まえ、コミュニティ・スクールの更なる推進に向けて、有効と考えられる国の推進方策について、以下のとおりまとめた。

(導入主体である教育委員会の計画的な取組への支援)

- 全ての学校へのコミュニティ・スクールの導入に向けて、導入の努力義務が課せられている教育委員会においては、導入時期等に係る具体的な計画を策定し、国はこのような取組を支援することにより、更なる導入の促進を図ることが必要である。
- 文部科学省は、CSマイスターと連携・協働し、都道府県教育委員会の伴走型支援とも連動して、未導入の教育委員会等を直接訪問して説明会等を実施するなど、プッシュ型の周知・支援を行うことが必要である。

(地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援)

- コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、学校と地域の連携・協働を推進する地域学校協働活動推進員が重要な役割を担う。地域学校協働活動推進員が配置され、学校運営協議会委員として学校運営に参画することで、学校運営協議会での協議に基づく地域学校協働活動が効果的に行われる。また、こうした役割を教職員が行う必要がなくなるなど地域学校協働活動推進員の配置は学校の働き方改革にも資する。
- このため国は、地域学校協働活動推進員の配置促進を支援し、学校と地域をつなぐ総合的な調整役として必要な活動が十分に行えるよう、地域学校協働活動推進員の常駐的な活動を支援する必要がある。
関連して、国は、各学校の状況に応じ、地域学校協働活動の拠点となり得る共創空間の整備等を支援するとともに、その積極的な活用を促進する必要がある。
また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度¹³の活用等について、更なる検討が期待される。

(都道府県教育委員会の伴走支援体制構築の支援 (アドバイザーの配置))

- コミュニティ・スクールの導入促進や質の向上を図るためには、都道府県教育委員会においては、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、導入促進のみならず導入後の継続的な伴走支援を行う必要がある。
- このため国は、都道府県教育委員会等が行う伴走支援体制(コミュニティ・スクールについて豊かな知識や実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマイスターとの連携・協働を通じてアドバイザーの資質を向上させ、市町村教育委員会や学校に継続的な助言・支援を行う体制)の構築に係る支援を行う必要がある。

(CSマイスターとの連携・協働による支援)

- 文部科学省が委嘱するCSマイスターは、コミュニティ・スクールの導入やその機

¹³社会教育の専門的職員(社会教育主事)になるための講習や養成課程の修了者に与えられる称号。社会教育主事講習等規程の改正により令和2年度から施行。

1 能の充実を図ろうとしている教育委員会等からの依頼に応じて助言や支援を行って
2 いるが、今後、コミュニティ・スクールの導入を加速するためには、導入が進んでい
3 ない教育委員会に対しても、コミュニティ・スクールの十分な理解を促し、導入に向
4 けた積極的な働きかけを行う役割を担うことも必要である。

- 5
6 ○ 都道府県教育委員会等によるアドバイザーの配置、研修の充実等コミュニティ・ス
7 クールに係る推進体制の構築が進むよう、CSマイスターは、これまでの実践や経験
8 則等に基づく知見のみならず、最新の国の動向や全国の情報を把握し、文部科学省や
9 他のCSマイスターと連携・協働しながら、教育委員会に対し積極的な働きかけを行
10 う必要がある。

11 このため国は、CSマイスターの役割の見直しを行うとともに、CSマイスター向
12 けの研修や相互のネットワークづくりのための場を提供することが求められる。

13 14 **(学校運営協議会関係者の理解促進・研修の充実のための支援)**

- 15 ○ 学校運営協議会が、その有用性を発揮するためには、学校運営協議会委員、地域学
16 校協働活動推進員、教職員等の学校運営協議会関係者が、コミュニティ・スクールに
17 ついて、正しく理解し、学校運営に主体的に参画するようになることが重要である。
18
19 ○ このため国は、学校運営協議会の持つ機能を有効に活用している効果的な取組事例
20 等を国が主催するフォーラムや説明会等で示すとともに、教育委員会が実施する地
21 域学校協働活動推進員等への研修に対する支援を充実する必要がある。

22 23 **(地域との連携・協働による教育活動の充実のための支援(教育課程への地域の関わり、 24 現代的課題に対応した活動の充実))**

- 25 ○ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組むことにより、学校
26 と地域が相互の信頼関係の下で十分な協議を行い、協議に基づいて活動を実施する
27 流れができる。授業や学校行事等の教育課程に位置づけられた活動や、いじめや不登
28 校、貧困、孤独・孤立といった子供たちを取り巻く様々な現代的課題についても、地
29 域住民や関係機関等と協議し、放課後の学習支援や学校内外での居場所づくり、子供
30 たちや保護者の抱える課題を早期に発見し必要な機関等へつなぐ体制づくりなど、
31 学校だけでは対処できない課題を解決することが可能となる。

- 32
33 ○ このため国は、これらのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取
34 組の充実を図るため、地域学校協働活動推進員の配置促進や地域学校協働活動の支
35 援の充実を図る必要がある。支援の充実を図る際には、地域学校協働活動は参画する
36 保護者や地域住民等の生涯学習・社会教育の場でもあり、当事者意識や参画意識を高
37 め、コミュニティづくりにも資するものであるため、その趣旨を十分に踏まえた支援
38 を行うことが必要である。

39 40 **(学校を核とした地域づくりの推進)**

- 41 ○ 学校を核とした地域づくりを進めるためには、教育委員会内はもとより、地域づく
42 りや福祉等の幅広い関係部局と連携・協働する必要がある。また、自治会や地域運営
43 組織¹⁴等の地域組織と連携・協働することも重要となる。

14 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。地域運営組織が形成され、日頃からコミュニケーションが取られている地域では、コミュニティ・スクールの推進に当たり、地域運営組織と連携することで地域とともにある学校づくりの基盤の形成にもつながらる。その際、学校と地域が目標を共有しながら、連携協力体制を構築していくことが重要である。

- 1
2 ○ このため国は、調査研究等を活用して、コミュニティ・スクールと連動することにより効果的な取組を実施している先進事例を収集し、横展開を図る必要がある。また、地方創生推進交付金等の地域づくり関連の施策等とも連携して効果的な取組を推進する必要がある。

7 (学校運営協議会の運営経費の支援)

- 8 ○ 学校運営協議会の運営経費については、毎年度、直近の全国の学校運営協議会の開催回数や委員報酬等の実績に基づき、地方交付税措置が講じられているが、財政的な理由からコミュニティ・スクールの導入に消極的な教育委員会や、導入しても委員の人数や会議の開催回数を制限している教育委員会が見受けられる。

- 12
13 ○ このため国は、学校運営協議会の運営経費に地方交付税措置が講じられていることについて教育委員会等に対し十分な情報提供を行うことが必要である。

16 (学校運営協議会の実態把握・評価)

- 17 ○ 学校運営協議会における協議が形式に陥らず、実質的な深い議論がなされ、いつまでも有用性が発揮されるよう、学校運営協議会の実施状況や運営実態を可視化し、関係者全体で共有することが必要である。

- 20
21 ○ このため国は、コミュニティ・スクールの運営状況や取組の効果等を可視化するツールの実証研究やこれらを活用した取組事例等を周知し、各地域での学校運営協議会の効果的・継続的な取組を促す必要がある。

25 (教育長・首長の理解促進)

- 26 ○ コミュニティ・スクール導入の権限と責任を有する教育委員会が、教育長のリーダーシップの下、学校教育部局と社会教育部局が連携・協働して取り組めることが必要である。

29 このため国は、全国コミュニティ・スクール連絡協議会等の関係団体とも連携・協働して、教育委員会が参画したフォーラムや教育委員会向けの説明会等を行うなど、教育長をはじめ教育委員会担当職員の理解を深める必要がある。

- 32
33 ○ また、コミュニティ・スクールは、学校運営の課題解決のみならず、地域課題の解決にも資するものとなり得るが、首長にその存在が知られていない場合が少なくない。

36 このため国は、首長が主催する総合教育会議の活用を働きかけるなど、首長をはじめ首長部局職員への理解促進を図っていくことも求められる。

39 (フォーラム・広報の実施)

- 40 ○ コミュニティ・スクールは、教職員、保護者、地域住民や自治会・PTA等の様々な関係者・団体が理解した上で、相互の信頼関係をもって推進することが重要である。

- 43
44 ○ このため国は、多くの人々が相互に交流し、意見交換ができるフォーラムの開催等により、関係者の理解を深めるとともに、優れたコミュニティ・スクールの実践の取組に対して文部科学大臣表彰を実施し、その表彰事例を広く周知・広報するなど、コミュニティ・スクールの一般の認知度を向上させる取組を行うことも必要である。

1 (国におけるフォローアップの実施、推進体制の強化)

2 ○ 文部科学省は、教育委員会策定のコミュニティ・スクール導入計画等に基づく学校
3 運営協議会の設置状況や設置の見込みの把握、また設置後の運営状況の把握等、CS
4 マイスターからの逐次の報告も活用して、全国のコミュニティ・スクールの導入状況
5 や運営状況を把握し、適宜、フォローアップを行うことが必要である。

6
7 ○ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動は、学校と地域が一体となって未来を
8 担う子供たちの成長を支えるための体制・取組であるので、文部科学省は「こども家
9 庭庁」等子供の育ちに関わる省庁等とも十分に連携して、これらの取組の更なる充実
10 を図っていく必要がある。

11
12 ○ 文部科学省では、地域学校協働活動推進室においてコミュニティ・スクールを担当
13 しているが、この室名からは、社会教育における活動を推進することのみを業務とし
14 ていると捉えられるおそれがある。このため文部科学省は、コミュニティ・スクール
15 と地域学校協働活動の両取組を推進することが明らかになる室名に名称を変更する
16 とともに、室の体制を強化することが必要である。

おわりに

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45

令和4年 月 日
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議
座長 松田 恵示
副座長 貝ノ瀬 滋

参考資料等

- 1
- 2 **参考資料・中間まとめ**
- 3 ・会議参考資料
- 4 ・中間まとめ
- 5
- 6 **設置要項・名簿**
- 7 ・コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の設置について（令和3年3月
- 8 26日総合教育局長決定）（令和3年4月2日一部改正）
- 9 ・コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 委員名簿
- 10 ・コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 運営規則
- 11
- 12 **議論のスケジュール**
- 13 ・第1回（令和3年4月23日（金））
- 14 ・第2回（令和3年5月27日（木））
- 15 ・第3回（令和3年6月24日（木））
- 16 ・第4回（令和3年7月27日（火））
- 17 ・中間まとめ（令和3年8月25日（水）公表）
- 18 ・第5回（令和3年9月10日（金））
- 19 ・第6回（令和3年10月13日（水））
- 20 ・第7回（令和3年11月22日（月））
- 21 ・第8回（令和3年12月24日（金））
- 22 ・第9回（令和4年2月1日（火））
- 23 ・第10回（令和4年2月21日（月））
- 24
- 25 **最終まとめ概要**
- 26 ・コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（概要）